

令和元年5月13日 開 会

令和元年5月13日 閉 会

令和元年第1回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

5月13日（月曜日）第1号

| | |
|---------------------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 2 |
| ○出席議員 | 4 |
| ○欠席議員 | 4 |
| ○説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名 | 5 |
| ○開 会（午前10時00分） | 6 |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名について | 6 |
| ○日程第2 会期の決定について | 6 |
| ○日程第3 諸般の報告について | 6 |
| ○日程第4 報第3号及び日程第5 報第4号 専決処分の報告について | 6 |
| ○日程第6 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について | 7 |
| ○休 憩（午前10時02分） | 7 |
| ○再 開（午前10時04分） | 7 |
| ○日程第7 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について | 8 |
| ○日程第8 承第1号から日程第14 議第55号まで | 9 |
| 林市長提案説明 | 9 |
| ○日程第15 質 疑（承第1号、承第2号及び議第51号から議第55号まで） | 13 |
| 14番 藤根圓六議員質疑 | 13 |
| 山田税務課長答弁 | 13 |
| 14番 藤根圓六議員質疑 | 13 |
| 山田税務課長答弁 | 13 |
| 8番 福井一徳議員質疑 | 14 |
| 林市長答弁 | 15 |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁 | 15 |
| ○日程第16 討 論（承第1号、承第2号及び議第51号から議第55号まで） | 16 |
| 8番 福井一徳議員賛成討論 | 16 |
| ○日程第17 採 決（承第1号、承第2号及び議第51号から議第55号まで） | 16 |
| ○休 憩（午前10時38分） | 18 |

| | |
|------------------------------|----|
| ○再開（午前10時55分） | 18 |
| ○追加日程第1 議長の辞職について | 18 |
| ○追加日程第2 議長の選挙について | 19 |
| ○休憩（午前11時10分） | 21 |
| ○再開（午前11時25分） | 21 |
| ○追加日程第3 副議長の選挙について | 21 |
| ○日程第18 常任委員会委員の選任について | 23 |
| ○休憩（午前11時36分） | 23 |
| ○再開（午前11時58分） | 23 |
| ○休憩（午前11時59分） | 24 |
| ○再開（午後1時00分） | 24 |
| ○日程第19 議会運営委員会委員の選任について | 24 |
| ○休憩（午後1時01分） | 24 |
| ○再開（午後1時11分） | 24 |
| ○追加日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について | 25 |
| ○追加日程第5 特別委員会委員の選任について | 25 |
| ○休憩（午後1時14分） | 26 |
| ○再開（午後1時36分） | 26 |
| ○追加日程第6 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について | 26 |
| ○追加日程第7 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について | 27 |
| ○休憩（午後1時50分） | 29 |
| ○再開（午後1時51分） | 29 |
| ○閉会（午後1時52分） | 29 |
| ○会議録署名者 | 29 |

令和元年5月13日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 臨 時 会 議 録

第1号 5月13日(月曜日)

-
- 議事日程 第1号 令和元年5月13日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第3号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第4号 専決処分の報告について
- 日程第6 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第7 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第8 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議第51号 山県市監査委員の選任同意について
- 日程第11 議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第12 議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第13 議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第14 議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について
- 日程第15 質 疑
- 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第51号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について
- 日程第16 討 論
- 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に

ついて

- 議第51号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について

日程第17 採 決

- 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 議第51号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について

日程第18 常任委員会委員の選任について

日程第19 議会運営委員会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第3号 専決処分の報告について
- 日程第5 報第4号 専決処分の報告について
- 日程第6 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第7 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第8 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議第51号 山県市監査委員の選任同意について
- 日程第11 議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第12 議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について

- 日程第13 議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第14 議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について
- 日程第15 質 疑
- 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第51号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について
- 日程第16 討 論
- 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第51号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について
- 日程第17 採 決
- 承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第51号 山県市監査委員の選任同意について
- 議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について
- 日程第18 常任委員会委員の選任について
- 日程第19 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第1 議長の辞職について

- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 副議長の選挙について
- 追加日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第5 特別委員会委員の選任について
- 追加日程第6 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について
- 追加日程第7 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

○出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 寺町祥江君 | 2番 | 加藤裕章君 |
| 3番 | 古川雅一君 | 4番 | 加藤義信君 |
| 5番 | 郷明夫君 | 6番 | 操知子君 |
| 7番 | 村瀬誠三君 | 8番 | 福井一徳君 |
| 9番 | 山崎通君 | 10番 | 吉田茂広君 |
| 11番 | 上野欣也君 | 12番 | 石神真君 |
| 13番 | 武藤孝成君 | 14番 | 藤根圓六君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|-------|---------------|-------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 宇野邦朗君 |
| 教育長 | 服部和也君 | 理事兼 総務課長 | 此島祐司君 |
| 理事兼 地方創生監 | 浅井聡君 | 理事兼 企画財政課長 | 奥田英彦君 |
| 税務課長 | 山田正広君 | 市民環境 課長 | 谷村政彦君 |
| 福祉課長 | 江尾浩行君 | 健康介護 課長 | 藤田弘子君 |
| 子育て支援 課長 | 浅野晃秀君 | 農林畜産 課長 | 三嶋克之君 |
| 水道課長 | 高瀬正人君 | 建設課長 | 大西一也君 |
| まちづくり・ 企業支援課長 | 長野健一君 | 会計管理者 | 安川英明君 |
| 理事兼 学校教育課長 | 鬼頭立城君 | 生涯学習 課長 | 土井義弘君 |

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長 久保田 裕 司 君 書記 棚 橋 輝 英 君

書記 長谷部 尊 徳 君

午前10時00分開会

- 議長（石神 真君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第1回山県市臨時会を開会いたします。
-

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（石神 真君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、1番 寺町祥江君、14番 藤根圓六君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

- 議長（石神 真君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。
-

日程第3 諸般の報告について

- 議長（石神 真君） 日程第3、諸般の報告について。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成31年3月及び同年4月に例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管してあります。

続きまして、出席いたしました会議について報告をいたします。

岐阜地域児童発達支援センター組合議会の第1回定例会が3月27日に開催され、管理者から提案されました議案を審議し、原案のとおり可決されました。

4月11日、東海市議会議長会の定期総会が三重県津市にて開催され、吉田副議長と出席をいたしました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第3号及び日程第5 報第4号の専決処分の報告について

- 議長（石神 真君） 日程第4、報第3号及び日程第5、報第4号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。

日程第6 選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（石神 真君） 日程第6、選第1号 山県市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

地方自治法第182条の規定により選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことと決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時04分再開

○議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議長が指名することに決定いたしましたので、名前を読み上げます。

選挙管理委員会委員には、山県市大門947番地、川島政行氏、山県市西深瀬104番地、尾関千代子氏、山県市高富1483番地、今瀬義幸氏、山県市葛原3248番地1、羽賀芳子氏、以上4名を指名いたします。

選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、山県市長滝27番地11、横山正文氏、第2順位、山県市大桑2005番地、速水宏雄氏、第3順位、山県市富永436番地、若山 稔氏、第4順位、山県市西深瀬1722番地1、小池純子氏、以上を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を、選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方が、選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

日程第7 選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（石神 真君） 日程第7、選第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

この選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により行うものであります。市長、副市長、監査委員のうちから選出するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、林 宏優市長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました林 宏優市長を、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました林 宏優市長が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました林 宏優市長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

林 宏優市長、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま御推選をいただきまして当選の栄をいただきました。

後期高齢者医療というのは非常に幅広く、これから特に社会保障の大きな制度の中でも、また改革が必要な制度でございまして、そんな思いをはせながら一議員として務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍 手〕

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第8 承第1号から日程第14 議第55号まで

○議長（石神 真君） 続いて、日程第8、承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、日程第9、承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第10、議第51号 山県市監査委員の選任同意について、日程第11、議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について、日程第12、議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について、日程第13、議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について、日程第14、議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について、以上7議案を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和元年山県市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、議会の開会に当たりまして、私の市政に対する所信の一端を述べさせていただきます。

私は、4月21日の山県市長選において、先回と同様に無投票当選という栄誉をいただき、引き続き市政を担当させていただくこととなりました。初心を忘れず、職責の重さを厳粛に受けとめ、市民の皆様のお負託にお応えすべく市政発展のために尽力してまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

私は、3期目の市政を預からせていただくに当たりまして、1期目、2期目に引き続き、対話と共感をモットーとし、議会を初め市民の皆様方とともに、この自然多きふるさと山県をしっかりと次の世代に引き継いでいくことが重要であると考えておりますし、また、市民の皆様には活力ある安心で快適な住みよいまちづくりを実感していただけるような、そうした目標を掲げて進めてまいります。

振り返りますと、市長に就任させていただいて過去の8年間は、非常に財政的にも厳しい時代がございまして、そうした中でトップセールスによりまして、幾つかの国から

の補助金等を獲得しますとともに、内部改革にも努めてまいりました。その結果、地方債の残高は年々減少いたしまして、平成26年度決算では起債許可団体を脱することができました。

しかし、市政は現在、人口の急減、そして超高齢化という、この大きな2つの課題を抱えております。これからも中長期的な視線でしっかりとした改革、リノベーションを進めまして、山県市の行政を担っていきたいと考えております。そのためには、それぞれの施設ごとに選択、集中、そして新たな施策を進めていく必要があるのではないかと考えております。

市民の皆様積極的にそうした情報を提供させていただいて、関心を高めていただきながら、これからの子供たちの幸せ、将来の市民のことも考えた良識ある判断のもとで対話を進め、そして、その対話から生まれてくる共感をもとにした行動によりまして、自立的で持続可能な社会、この山県市を創造してまいりたいと考えております。

特に、今年度2019年度は、元号が平成から令和に変わり、山県市では待望の東海環状自動車道のインターチェンジの開通が予定されております。

そのほか、2020年1月には、NHKの大河ドラマ「麒麟がくる」が放送されることから、主人公であります明智光秀公のゆかりの地であるこの山県市をPRするには絶好のチャンスであります。市内の歴史とか文化を活用し、郷土愛を醸成するとともに、その魅力を全国に発信していきたい、そんな年にしたいと考えております。

私は、1期目は8つの重点施策、2期目は新たな4つの重点施策を掲げて市長に就任させていただきました。しかし、さまざまな施策もまだ道半ばでございますので、3期目は、拡充を目指す4つの重点施策を掲げ、全力で進めてまいりたいと考えております。

その1つ目は、少子化というようなこともございますが、包括的な子育て支援と女性の活躍支援でございます。

合計特殊出生率が非常に低い中がございますし、労働力不足の中で女性の就労支援等は喫緊の課題でございます。そこで、就労環境向上を目指す独自の優良企業認定制度を創設するとともに、婚活サポート事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、2つ目はインターチェンジ開通を契機としたまちづくりの推進でございます。

東海環状自動車道の開通が来年の3月というような状況になってまいりまして、目前に迫ってまいりました。道路をつくっていただくのは国の施策でございますし、またこれをきっかけに、生かしていくのはこの地元の基礎自治体である市の役割であると考えております。

そこで、インター周辺におきましても、駅前機能を目指すバスターミナルの整備と公

公共交通体系の再整備を行うとともに、市内の中小企業の振興支援や水栓バルブ関連企業による地域経済牽引事業を推進してまいりたいと考えております。

きょうも商工会の皆様が議会を傍聴していただいておりますが、この後、山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例の提案をさせていただきますけれども、また具体的な新たな施策ができないか今現在、模索しているところでもございます。

次に、3つ目は健康寿命の延伸と高齢者の活躍の支援でございます。

市民の幸せは、単に長寿であるだけでなく健康に生きることが重要でございます。そこで、より受診のしやすい健康診査体制の構築と、日本スポーツマスターズ2019、今年度でございますが、また、ねんりんピック岐阜2020をきっかけとしたスポーツの促進や文化振興を推進してまいりたいと考えております。

次に、4つ目は防災減災による市民の安全性確保でございます。

安全に暮らすためには自助、共助が重要でございますが、行政にとっては正しい情報の迅速な伝達や、道路橋梁などの公共施設の耐震化対策が重要な役割となっております。そのため、危険なブロック塀や危険空き家の解消の促進、三田又川などの河川改修や西武芸橋耐震化などを推進してまいりたいと考えております。

議会を初め、市民の皆様との対話と共感によりまして、まち・ひと・しごと創生に全力を尽くしてまいりますので、これからの市政運営に格別の御支援、御協力をお願い申し上げます。3期目の市政運営に当たっての所信表明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしております議案は、報告案件2件、承認案件2件、人事案件4件、条例案件1件の計9案件でございます。順次、御説明をさせていただきます。

初めに、資料ナンバー1、3ページでございます。

3ページの承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されることに伴いまして、住宅借入金特別控除の見直し、軽自動車税について環境性能割の臨時的軽減規定の新設、グリーン化特例の電気自動車への適用対象の限定、消費税引き上げにあわせた軽自動車税率の特例措置の見直し、その他、固定資産税の特例措置などの改正及び所要の規定の整備について、本年4月1日までに山県市税条例等の一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月29日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

次に、11ページをお願いします。

11ページの承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、先ほどの承第1号と同じく、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されることに伴いまして、国民健康保険税の医療給付費分の基礎課税額に係る賦課限度額及び軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法について、山口市国民健康保険税条例の一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月29日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー1、13ページの議第51号 山口市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名のうち1名は識見を有する者から選任することになっておりますが、識見を有する委員の村瀬忠敬氏が本年5月13日で任期満了となることから、村瀬氏を再任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は4年でございます。

次に、14ページの議第52号 山口市公平委員会委員の選任同意につきましては、山口市公平委員会委員のうち、松永昭子氏が本年5月13日で任期満了となることから、松永氏を再任することにつきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は4年でございます。

次に、15ページの議第53号 山口市教育委員会委員の任命同意につきましては、委員の江崎由里香氏が本年3月31日で辞職されたことから、水谷早苗氏を山口市教育委員会委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は江崎氏の残任期間の令和2年5月14日まででございます。

次に、16ページの議第54号 山口市教育委員会委員の任命同意につきましては、山口市教育委員会委員のうち、川田八重子氏が本年5月14日で任期満了となることから、川田氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は4年でございます。

続きまして、資料ナンバー1、17ページをお願いします。

議第55号 山口市中小企業及び小規模企業振興基本条例につきましては、市内の中小企業及び小規模企業の振興に関する基本理念を定め、これらの振興に関する施策を総合的に推進し、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するため、条例を制定しようとするものでございます。

以上、本議会に提案いたしました議案につきまして、十分なる御審議を賜りまして、

適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

日程第15 質疑

○議長（石神 真君） 日程第15、質疑。

これより、承第1号、承第2号及び議第51号から議第55号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 承第1号 山縣市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてなんですけれども、資料2の1ページに、新のところに、「平成22年から平成45年まで」という字句があるんですけれども、これは専決処分で3月の時点ということだから平成45年といううたい方がしてあるんですけれども、本来、もう5月になっている、令和の時代に入っているものですから、この字句というのは、例えば令和15年とかそういうふうに訂正するべきではないかなというふうに思うんですけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。平成45年になったということの言葉遣いですね。税務課長をお願いします。

○議長（石神 真君） 山田税務課長。

○税務課長（山田正広君） ただいま藤根議員さんのほうから質疑のございました、山縣市税条例等の一部を改正についての元号についてでございますが、こちらのほうについて答弁させていただきます。

先ほど市長さんのほうからも提案説明がございましたとおり、地方税法等の一部改正をする法律、この法律が本年度の3月29日に公布されました。これに伴いまして、その一部が4月1日から施行されるということに伴いまして、平成31年の3月29日付にて専決処分をいたしております。それで、この条例改正につきましては、元号については平成という言葉で改正をさせていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（石神 真君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） これはずっと、例えば6月議会でこの平成を令和に直すとかそういうことは、もうこのままいくわけですか。その点、お願いします。

○議長（石神 真君） 山田税務課長。

○税務課長（山田正広君） ただいまの質疑でございますが、このまま平成を使うのかと

いう御質問だと思います。こちらのほうにつきましては、こちらに、1ページにございます附則の第7条の3の2、これが将来的にまた改正があったとき、その改正があった時点で平成45年という言葉令和に置きかえると、このような改正になってきますので、その点につきましてよろしくお聞きしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石神 真君） 質疑はほかにありませんか。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について 質疑をしたいと思います。

1963年に中小企業基本法というのが制定されて、実に51年ぶりに小規模企業の振興基本法というのが国で制定をされました。この中では、中小企業の9割を占める334万人の小規模事業者、ここに焦点を当ててということで法律は書かれていて、従業員の5人以下の事業者ということも具体的な対象にしております。したがって、今回の基本条例の中で出されている小規模事業者で、山県市の実際の中小企業の実態、それから5人以下の事業者、どのくらいなのかということをお聞きをしたいと。

それから、基本条例で理念条例だからというような説明が以前あったかというふうに思うんですが、これはぜひ市長にお聞きしたいと思うんですが、21ページの経営の安定化というところで、市は、工事の発注、物品、役務の調達等に当たっては予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業及び小規模企業の受注の機会の増大を図るように努めるものとするというふうに書いてあるんですが、実際に今の現状はどの程度の受注状況で、それをどの程度に引き上げたいのかというような目標というのをどのようにお考えかということと、それから、22ページに財政上の措置、第15条に書いてあるんですが、ここで振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講じるということですが、具体的にこんなような措置をしないと、財政的にもこのように力を入れたいというようなものがありましたらお聞きをしたいというふうに思います。

理念条例ということですが、中小事業者、小規模事業者が本当に暮らし、まちの経済を担って、いろんな意味での重要な役割を果たしているということをお話ししてこういう条例ができているということだと思います。その点では、私は、市の責務の中にそうした中小企業とか小規模事業者の果たしている役割ということを積極的にやっぱり市民にアピールをしていくということも非常に重要じゃないかなというふうに思いますので、そんな点も含めてお聞きをしたいと思っております。

○議長（石神 真君） 林市長。

○市長（林 宏優君） まず、御質問の1点目の企業数でございますが、具体的な企業数は、私は把握しておりませんが、そういった御質問をいただけるなら事前にお知らせいただきたいと思いますが、また担当のほうから説明をさせます。

それから、2点目の経営の安定化の11条2ですが、市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業及び小規模企業の受注の機会の増大を図るよう努めるものとするということでございますが、市の入札等につきましては、例えば先ほど言われましたように、5人以下ですとか、市内企業の皆さんはそうした枠は設けておりませんので、1人、2人で事業をしてみえる方も入札には参加していただいておりますので、現在、こうした11条の趣旨に向けたような取り組みはしっかり行っていくという認識でおります。

そして、3点目の財政、どうした措置をするかということでございますが、先ほど当初の、提案説明ではなしに、私が申し上げさせていただいたような、こうした条例制度を新たに設けるわけでございますので、理念に終わることなく実際に、できましたら来年度からそうした措置ができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（石神 真君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 1点目の企業数について、私のほうで把握している数字をお伝えいたします。統計によりますと、山県市内の中小企業者数は1,047という数字が出ております。また、そのうち小規模企業者は942という数字でございます。実に90%以上が小規模企業者であるということ把握してございます。

以上でございます。

○議長（石神 真君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第1号、承第2号及び議第51号から議第55号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第1号、承第2号及び議第51号から議第55号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、承第1号、承第2号及び議第51号から議第55号までの委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第16 討論

○議長（石神 真君） 日程第16、討論。

これより、承第1号、承第2号及び議第51号から議第55号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議第55号の基本条例について、賛成の立場から討論したいと思います。

中小企業の実態をきちっとやっぱり把握する、この条例の中にも出てくるんですが、先ほど紹介があったように、942が小規模だということだと思っただけですね。こういう施策をやっていくときに、実は、東京の大田区なんかは実際にいろんな企業を回って実態をつかんでということで、具体的に施策に生かしていくというような努力をされているんですね。ですから、ぜひ、そういう実態の把握、本当に小規模で一生懸命頑張っているところの実態把握をきちっとしていただきたいということと、それから、創業の促進というのが事業展開の促進というところで4つ目の項目にあります。

これは、私も美山地域のバルブの試作企業、なかなか高齢化して継続が難しいとか、いろんなことがあって、実際には廃校を活用したりとか、いろんな形で事業を継続したり、新たに創業するということが必要じゃないかというふうに思いますので、そういう点はぜひ、条例を制定されるので、積極的にやっぱり推進するというようなことを希望して、賛成討論にしたいと思います。

○議長（石神 真君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、承第1号、承第2号及び議第51号から議第55号までの討論を終結いたします。

日程第17 採決

○議長（石神 真君） 日程第17、採決。

ただいまから採決を行います。

承第1号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第51号 山県市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第52号 山県市公平委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第53号 山県市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第54号 山県市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第55号 山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。では、10時55分から再開いたします。

午前10時38分休憩

午前10時55分再開

○副議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

ただいま休憩中に、議長の石神 真君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（吉田茂広君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、石神 真君の除斥を求めます。

〔石神 真議員 退場〕

○副議長（吉田茂広君） 事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○副議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

石神 真君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、石神 真君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

石神 真君の入場を許可します。

〔石神 真議員 入場〕

○副議長（吉田茂広君） 石神 真君に申し上げます。石神 真君が議長を辞職することは許可されました。

ここで、石神前議長に退任の挨拶をお願いいたします。

○12番（石神 真君） ただいま議長の辞職について、皆様方から御賛同いただきましてまことにありがとうございました。昨年の臨時議会から本臨時議会までの1年間でございますが、吉田副議長を初め、皆様方に大変御尽力をいただき、1年間議長職を務めてまいりました。大分多方面にも、会議にも出席させていただきました。人力的、また人脈もでき、いろんなことを勉強することができました。また、行政側においても、今後は一兵卒となり、一般市民の代表としてどんどん質問をしていきたいと考えておりますので、またよろしく願いを申し上げますして退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍 手〕

○副議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（吉田茂広君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 操 知子君、7番 村瀬誠三君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（吉田茂広君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確認〕

○副議長（吉田茂広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（吉田茂広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次、投票願います。

〔投票〕

○副議長（吉田茂広君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田茂広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

操 知子君、村瀬誠三君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（吉田茂広君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票。

有効投票中、吉田茂広12票、郷 明夫君1票、福井一徳君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、吉田茂広が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田茂広君） それでは、私が議長に選任をいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

まずもって大変大勢の方に御推挙いただきましたことを深く感謝を申し上げます。

平成の大合併により誕生いたしました我が山田市も、令和へと年号が変わり、合併以来17年目を迎えております。市議会も初代武山議長を初めといたしまして、私が18代目の議長を拝命することとなりました。諸先輩方の築いてこられた輝かしい歴史と、そし

て、数多くの足跡に対しまして心より敬意を表するとともに、今回私に与えられました大変重い職責を感じますと、改めて身の引き締まる思いをしております。

山口市も少子化、そして人口減少等、大変大きな課題もございますが、その反面、水、緑といった大変美しい豊かな自然と、そして活力ある地場産業といった、他市と比べても遜色のないというよりも、他市と比べて非常に誇れるようなすばらしい面も多数持っております。そうしたよさを生かしながら、少しでも市民の皆様の福祉向上につながるように議会運営を行っていきたいと考えております。

残念ながら甚だ経験不足、力不足でございますので、議場の皆様、議員の皆様、そして執行部の全ての皆様の御協力を切にお願い申し上げまして、甚だ粗辞ながら私の就任に際しての挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。議場の時計で午前11時25分より再開いたします。

午前11時10分休憩

午前11時25分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま私が議長に就任いたしましたので、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第3 副議長の選挙について

○議長（吉田茂広君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番 福井一徳君、9番 山崎 通君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉田茂広君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確 認〕

○議長（吉田茂広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉田茂広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次、投票願います。

〔投 票〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

福井一徳君、山崎 通君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（吉田茂広君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。

有効投票中、武藤孝成君10票、山崎 通君2票、郷 明夫君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、武藤孝成君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田茂広君） ただいま副議長に当選されました武藤孝成君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

武藤孝成君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（武藤孝成君） ただいまは、多くの方の御支持を受けまして、副議長に推薦さ

れました。

本当に平成が終わり、令和元年ということで、山口市も発信するにいい機会であります。やはり東海環状の開通、また、「麒麟がくる」ということで、山口市から岐阜県、また日本全国へ発信していくという大事な年でもあります。

そんな中、副議長ということで、吉田議長を補佐して頑張ってやっていきます。また、それは議場の皆さん、議員の皆さんのしかるべき、議場の皆様の御協力がなければできません。とにかく頑張りますのでよろしくお願い申し上げまして、告知承諾の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

〔拍手〕

日程第18 常任委員会委員の選任について

○議長（吉田茂広君） 日程第18、常任委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、総務産業建設委員会委員に、3番 古川雅一君、4番 加藤義信君、5番 郷 明夫君、6番 操 知子君、9番 山崎 通君、10番 吉田茂広、14番 藤根圓六君。厚生文教委員会委員に、1番 寺町祥江君、2番 加藤裕章君、7番 村瀬誠三君、8番 福井一徳君、11番 上野欣也君、12番 石神 真君、13番 武藤孝成君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました常任委員会委員の任期は、議会議員の任期満了の日までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の任期は、議会議員の任期満了の日までと決定いたしました。

これより、各常任委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

総務産業建設委員会は第1委員会室、厚生文教委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時58分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

総務産業建設委員会委員長、古川雅一君、副委員長、郷 明夫君。

厚生文教委員会委員長、加藤裕章君、副委員長、寺町祥江君。

以上であります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開いたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第19 議会運営委員会委員の選任について

○議長（吉田茂広君） 日程第19、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番 加藤裕章君、3番 古川雅一君、8番 福井一徳君、11番 上野欣也君、12番 石神 真君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会委員の任期は、議会議員の任期満了の日までといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、議会議員の任期満了の日までと決定いたしました。

これより、議会運営委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

場所は第1委員会室でお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時01分休憩

午後 1 時11分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、石神 真君、副委員長、古川雅一君。

以上であります。

議会運営委員会委員長から、定例会の会期等、議会の運営に関する事項について調査するため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査申出書の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（吉田茂広君） 追加日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題にします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

先ほど休憩中に、私、吉田茂広が観光整備特別委員会委員を辞任いたしました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 特別委員会委員の選任について

○議長（吉田茂広君） 追加日程第5、特別委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、観光整備特別委員会委員に石神 真君を指名します。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、委員会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間といたします。

先ほど、バスターミナル整備特別委員会の副委員長から寺町祥江委員長の辞任願が、観光整備特別委員会の副委員長から加藤裕章委員長の辞任願が提出された旨の報告がありました。

これより、各特別委員会で委員長の辞任についての協議をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

バスターミナル整備特別委員会は第1委員会室、観光整備特別委員会は第2委員会室にて協議をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

午後1時36分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、各特別委員会の正副委員長の辞任が許可され、バスターミナル整備特別委員会の正副委員長、観光整備特別委員会の委員長が決定しましたので、報告いたします。

バスターミナル整備特別委員会委員長、加藤義信君、副委員長、村瀬誠三君。

観光整備特別委員会委員長、山崎 通君。

以上であります。

先ほど休憩中に、岐北衛生施設利用組合議員の議会選出議員山崎 通君から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第6 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について

○議長（吉田茂広君） 追加日程第6、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを議題にします。

地方自治法第117条の規定により、山崎 通君の除斥を求めます。

〔山崎 通議員 退場〕

○議長（吉田茂広君） 事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

山崎 通君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、山崎 通君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職を許可することに決定いたしました。

山崎 通君の入場を許可します。

〔山崎 通議員 入場〕

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君に申し上げます。山崎 通君が岐北衛生施設利用組合議員を辞職することは許可されました。

ただいま岐北衛生施設利用組合議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第7 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

○議長（吉田茂広君） 追加日程第7、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番 上野欣也君、12番 石神 真君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉田茂広君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（吉田茂広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉田茂広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次、投票願います。

〔投票〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

上野欣也君、石神 真君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（吉田茂広君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、加藤義信君9票、郷 明夫君1票、操 知子君1票、福井一徳君1票、藤根圓六1票、村瀬誠三君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、加藤義信君が岐北衛生施設利用組合議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田茂広君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました加藤義信君が議場におられます。会議規則第32条第2号の規定により、当選の告知をいたします。

加藤義信君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○4番（加藤義信君） ただいま岐北衛生施設利用組合の議員の大任を拝しました。これから岐北衛生施設利用組合の発展のために職務を全うできるよう全力を尽くしますので、どうか御支援よろしくをお願いいたします。

〔拍手〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時50分休憩

午後 1 時51分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（吉田茂広君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和元年第 1 回山県市議会臨時会を閉会します。御苦勞さまでした。

午後 1 時52分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 石 神 真

山 県 市 議 会 議 長 吉 田 茂 広

山 県 市 議 会 副 議 長 吉 田 茂 広

1 番 議 員 寺 町 祥 江

14 番 議 員 藤 根 圓 六